



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年2月10日金曜日 第2341号

◇ 目次 ◇

特約業者の指定の取消し.....	84
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	84
土地改良区役員の就退任の届出.....	84
指定道路の指定.....	84
開発行為に関する工事の完了.....	85
道路の区域変更(県道高茂岬船越線).....	85
道路の供用開始(").....	85
道路の供用開始(県道高茂岬船越線).....	85

公 告

土地の売払い.....	85
愛媛県基幹ネットワークシステム運用管理・利用支援業務の委託.....	86

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表.....	87
--------------------	----

公 営 企 業 公 告

清掃業務の委託(2件).....	91
------------------	----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第159号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成24年2月10日

愛媛県知事 中村時広

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
合名会社岸本商店 代表社員 岸本誠一郎	大洲市長浜町晴海3番地35	平成24年1月31日

○愛媛県告示第160号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画地区計画の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成24年2月10日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第161号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、西条市小松町第五土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年2月10日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉 井 康 文	西条市小松町新屋敷甲1833番地
"	塩 出 喬	西条市小松町新屋敷甲1798番地1
"	日 野 本 治	西条市小松町新屋敷甲1822番地
"	藤 井 武 彦	西条市小松町新屋敷甲1787番地
"	堀 江 幸 二	西条市小松町新屋敷甲1884番地
"	戸 田 盛 豊	西条市小松町新屋敷甲1863番地
"	藤 井 喜 代 治	西条市小松町新屋敷甲1838番地第1
"	渡 邊 彰	西条市小松町南川甲119番地2
"	一 色 清	西条市小松町新屋敷甲1511番地
"	今 井 誠	西条市玉之江342番地2
監 事	戸 田 茂 樹	西条市小松町新屋敷甲1934番地
"	青 山 一 美	西条市小松町北川275番地1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉 井 康 文	西条市小松町新屋敷甲1833番地
"	塩 出 喬	西条市小松町新屋敷甲1798番地1
"	日 野 本 治	西条市小松町新屋敷甲1822番地
"	藤 井 武 彦	西条市小松町新屋敷甲1787番地
"	堀 江 幸 二	西条市小松町新屋敷甲1884番地
"	戸 田 盛 豊	西条市小松町新屋敷甲1863番地
"	藤 井 喜 代 治	西条市小松町新屋敷甲1838番地第1
"	谷 口 隆 市	西条市小松町南川甲157番地第1
"	一 色 清	西条市小松町新屋敷甲1511番地
"	今 井 誠	西条市玉之江342番地2
監 事	戸 田 茂 樹	西条市小松町新屋敷甲1934番地
"	青 山 一 美	西条市小松町北川275番地1

○愛媛県告示第162号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成24年2月10日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
平成24年1月31日
- 3 指定道路の位置
伊予郡砥部町重光156番1の一部及び156番5
- 4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 33.00メートル

(2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第163号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年 2月10日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
23中局建（開）第57号 平成24年 2月 1日	伊予市八倉折田416番 7 及び字ドンド759番 2	松山市東垣生町32番地 9 竹 内 千 博

○愛媛県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成24年 2月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町樽見60番 2 から 同町下久家924番 5 まで	旧	メートル 6.1～34.3	キロメートル 0.135	
			新	32.7～64.5	0.101	

○愛媛県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成24年 2月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町樽見60番 2 から 同町下久家924番 5 まで	平成24年 2月10日

○愛媛県告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成24年 2月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町麦ヶ浦450番 7 から 同町麦ヶ浦446番 3 まで	平成24年 2月10日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年 2月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土地の売払い
- (2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積	予定価格
四国中央市妻鳥町上屋敷20番6	雑種地	204.93㎡	1,110,000円

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成24年2月10日（金）から2月28日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2255

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成24年2月28日（火）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成24年2月20日（月）午後1時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成24年3月14日（水）午前11時

(2) 入札及び開札の場所

四国中央市三島宮川四丁目6番53号
愛媛県四国中央庁舎3階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年2月10日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県基幹ネットワークシステム運用管理・利用支援業務の委託

(2) 委託業務名及び数量

庁内LANシステム運用管理・利用支援業務 一式
農業土木システム運用管理・利用支援業務 一式
土木システム運用管理・利用支援業務 一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 委託期間

平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所

知事が指定する場所

(6) 入札方法

- (ア) この入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に基づき、所定の手続きにより紙入札を承諾した場合を除き、入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う。
 なお、電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合は、紙入札を行うものとする。

- (イ) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23年度、平成24年度及び平成25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 (2) 委託業務と同程度のネットワークシステム運用管理業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
 (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札による場合にあっては、次の掲げる場所へ、持参又は郵送等（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。）により提出すること。

愛媛県企画振興部地域振興局情報政策課ネットワーク運営係
 〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 (089)912 2289

(2) 入札書の受領期限

平成24年 3月23日（金）から平成24年 3月27日（火）午前9時59分までの電子入札システムによる当該入札案件受付時間中。（平日の午前9時から午後5時までをいう。）

(3) 入札説明書の交付及び仕様書の閲覧方法

(1)に掲げる場所で交付又は閲覧する。

(4) 開札の日時及び場所

平成24年 3月27日（火）午前10時

愛媛県庁本館 1 階 企画振興部地域振興局情報政策課システム設計室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 確認申請書の提出場所及び提出方法

電子入札により提出すること。ただし、紙入札方式による場合にあっては、3の(1)に掲げる場所へ、持参又は郵送等により提出すること。

イ 確認申請書の受領期間

平成24年 2月10日（金）から平成24年 3月16日（金）までの電子入札システムによる当該入札案件受付時間中（平日の午前9時から午後5時までをいう。）

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:
 Operation management・Use support service for Administrative Affairs Local Area Network, 1 set
 Operation management・Use support service for Agricultural Engineering System, 1 set
 Operation management・Use support service for Public Works System, 1 set
 (2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 27 March 2012
 (3) For further information, please contact: Network Management Section, Information Technology Division, Regional Development Subdepartment, Planning and Development Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
 Tel 089 912 2289

監 査 公 表

○公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年 2月10日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次

同 本 宮 勇
同 赤 松 泰 伸
同 岸 新

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
循 環 型 社 会 推 進 課	平成23年 8月18日

(監査の結果)

収入未済の代執行費用徴収金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
17年度	6者	57,393,183	

(措置の内容)

代執行費用については、責任があると認められる者に対して請求を行い、資力のある者からの回収に努めてきたところであるが、平成23年10月末日現在における収入未済額は57,393,183円となっている。

ついで、代執行費用の4分の3の助成を受けている財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団と協議するとともに、愛媛県債権管理推進連絡会議での検討結果を踏まえ、適切な措置を講じていくこととしている。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
自 然 保 護 課	平成23年 8月18日

(監査の結果)

えひめ自然の守ネットワーク形成業務委託契約について、成果品であるホームページデータの完了確認検査終了後、県が提供したデータ自体の不備が判明し、その修正に時間を要したため、ホームページの公開が著しく遅延していた。

(措置の内容)

データの不備判明後、県で修正を行い、平成23年7月26日にホームページを公開した。

今後は、データの事前確認の徹底など再発防止を図ることとした。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 建 設 部	平成23年 7月22日

(監査の結果)

道路占用料について、算定誤りにより申請者に対する過大徴収(計863,588円)があったので、申請内容の確認に万全を期するとともに、再発防止策を確実に実施されたい。

(措置の内容)

土木使用料の算定誤りについては、平成23年7月22日付け「占用料算定事務の適正化について」に基づき、占用許可に際し担当者及び上司の二重チェックを徹底し、再発防止を図っている。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
今 治 土 木 事 務 所	平成23年 7月21日

(監査の結果)

土木使用料(道路、河川、港湾、海岸、その他水域)について、算定

誤りにより申請者に対する過大徴収(計325,935円)及び過小徴収(計316,857円)があったので、申請内容の確認に万全を期するとともに、再発防止策を確実に実施されたい。

(措置の内容)

土木使用料の算定誤りについて精査した結果、過大徴収金は計323,185円、過小徴収金は計316,390円であった。

今後はこのような誤りがないう、平成23年7月22日付け「占用料算定事務の適正化について」に基づき、占用許可に際し担当者及び上司の二重チェックを徹底するとともに、占用許可台帳への記入等についても二重チェック等を行い再発防止を図っている。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 総 務 企 画 部	平成23年 7月12日

(監査の結果)

県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
22年度	812,685,666	1,636,999,306	2,449,684,972	
21年度	816,159,440	1,601,185,028	2,417,344,468	
差引増減	3,473,774	35,814,278	32,340,504	

(措置の内容)

滞納となったものについては、愛媛県徴収確保対策本部において滞納整理方針及び数値目標を策定して計画的な滞納整理に努めるとともに、一斉文書催告、電話催告等の実施、自動車のタイヤロックによる差押を始め、給与・預貯金・生命保険等の積極的な差押え、さらにインターネットを利用した公売等の換価処分を実施するなど滞納整理に努めている。

また、自動車税については、県民の利便性の向上を図るため、平成20年度の定時課税からコンビニ収納を開始したほか、「自動車税納期内納付キャンペーン」(街頭啓発等)や口座振替の推進、広報等による啓発などにより納期内自主納税の推進にも努めている。

今後も、納税秩序を確立し税収の確保を図るため、引き続き、県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越分の整理に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局 建 設 部	平成23年 7月25日

(監査の結果)

(二) 来村川水系薬師谷川県単河川局部改良工事(北単局第105号の1)について、アンカー式空石積の設置が資材メーカーの示す施工方法を遵守していないことから、設計上求める護岸断面が確保されていないため、早急にこれを是正する対策を講じるとともに、工事監督及び工事検査の体制についても見直しされたい。

(措置の内容)

構造全体の内的安定及び外的安定の検討を行ったところ、構造上の問題は無いことが確認されたため、修補工事は行わない。

今後は、監督員・検査官が工法を熟知し適切な監督・検査ができるよう研修を行うとともに、メーカーに対し請負業者への技術指導を適切に行うよう協力依頼を行う。また、施工業者に対しては、厳重注意を行う。

なお、当建設部管内における過去10年間の当工法施工箇所7河川32設計書の工事写真及び現地調査を行ったところ、指摘のあった(二)来村川水系葉師谷川以外は、異常は認められなかった。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
原 子 力 セ ン タ ー	平成23年 5月20日
<p>(監査の結果)</p> <p>非常勤職員の報酬の支給について、特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例第10条第3項及び職員の給与に関する条例第5条に基づき報酬額が月額で定められている場合は、毎月その月分を支給すべきところ、毎翌月に遅延して支給していた。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>平成23年3月から、それまで翌月の10日払としていたものを、当月の15日払に是正した。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
看 護 専 門 学 校	平成23年 5月11日
<p>(監査の結果)</p> <p>平成21年度及び22年度の新入生(計60名)の結核検診に係る費用(計56,700円)について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき公費で負担すべきところ、受診者に負担させていた。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>財団法人 愛媛県総合保健協会に平成21年度及び22年度の新入生(計60名)の結核検診に係る費用(計56,700円)を返還依頼し、受診者(在校生)に校長より説明の上、返還を行った。受診者のうち、休学中及び退学した者については、電話及び文書で説明の上、返還を行った。(平成23年4月5日に全ての受診者に返還済み。)</p> <p>また、財団法人 愛媛県総合保健協会には、結核検診に係る費用(計56,700円)を平成23年3月29日付け公費により支払処理を終えている。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日		
子 ども 療 育 セ ン タ ー	平成23年 5月18日		
<p>(監査の結果)</p> <p>子ども療育センター利用料金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。</p>			
区 分	収入未済額(円)	備 考	
	現年度分	滞納繰越分	計
22年度	1,078,985	2,837,173	3,916,158
21年度	1,447,498	1,915,896	3,363,394
差引増減	368,513	921,277	552,764
<p>(措置の内容)</p> <p>子ども療育センター利用料金については、保護者等に対し、施設サービス利用の契約締結の際に、利用料金自己負担の制度を十分説明するなどして、納期限内の収入確保に努めた。</p> <p>また、滞納となった者については、督促状・催告書の送付や電話催告</p>			

のほか、来所の機会(夜間・休日を含む。)や自宅訪問による直接面談を行い、早期納入について指導するなど収入未済額の縮減に努めた。

今後とも、利用料金の適期収入に留意するとともに、収入未済額の縮減については、保護者等との連絡を密にするなど収入の確保に一層努めたい。

区 分		収入未済額(円)	
		平成23年度への繰越額 (平成22年度末現在)	平成23年10月31日現在
滞 納 繰 越 分	平成18年度～ 平成21年度分	2,837,173	2,510,414
	平成22年度分	1,078,985	822,968
	計①	3,916,158	3,333,382
平成23年度分②			984,190
合計(①+②)		3,916,158	4,317,572

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日		
農 業 大 学 校	平成23年 5月23日		
<p>(監査の結果)</p> <p>1 収入未済の研修受講料(農家担い手支援塾)について、適切に債権管理されたい。</p>			
調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
21年度	1者	20,000	
<p>2 車両系建設機械(2台)について、労働安全衛生法第45条に基づく定期自主検査、特定自主検査及び作業開始前点検を実施していなかった。</p>			
<p>(措置の内容)</p> <p>1 平成21年度の受講者1名について、未収金が生じ、これまで文書通知、電話連絡、臨戸するなどして督促、催告を重ねているが、未だ納入されていない。引き続き、粘り強く催告し、収入の確保に努めてまいりたい。</p> <p>2 定期自主検査・特定自主検査については、直ちに業者に委託し実施するとともに、作業開始前検査については、管理使用簿を備え付け、職員に周知し、実施することとした。</p>			

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 教 育 事 務 所	平成23年 5月11日
<p>(監査の結果)</p> <p>1 県費負担教職員(1名)の住居手当について、認定の誤りにより、計1,350,000円(平成18年9月から平成22年10月まで50か月分)が過支給となっていた。</p> <p>2 現金支給する職員(3名)の給与について、給与資金前渡担任者が支給定日から最長28日遅延して支給していた。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>1 過支給となっていた住居手当については、平成22年度中に返納するとともに、管内小中学校において賃貸により住居手当を受給している職員について、受給要件の確認及び親族間賃貸契約の状況について調査し、不正のないことを確認した。</p>	

2 各学校に給与の支給遅れがないよう、再度、周知徹底を図るとともに、給与支給（現金支給）に関して、その都度報告させている。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 教 育 事 務 所	平成23年 5月20日

（監査の結果）
現金支給する職員（1名）の給与について、給与資金前渡担任者が支給定日から4か月以上遅延して支給していた。

（措置の内容）
各学校に給与の支給遅れがないよう、再度、周知徹底を図るとともに、給与支給（現金支給）に関して、その都度報告させている。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
西 条 高 等 学 校	平成22年12月21日

（監査の結果）
定時制生徒用教科書の購入（計185,180円）について、平成21年度分は完了検査から11か月以上経過して、22年度分も3か月以上経過して、それぞれ代金を支払っていた。

（措置の内容）
定時制課程教科書給付事業にかかる生徒からの提出書類を添付しないと支払いができないとの誤解により、書類が揃うまでの間、支払いを止めてしまっていたものである。納品の完了確認がなされた時点で、学校に対する業者の債務は履行されているということ、改めて確認、徹底した。今後は、完了の検査確認後、速やかに請求書を徴して支払いを行うこととしたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
今 治 特 別 支 援 学 校	平成22年12月21日

（監査の結果）
1 現金支給する職員（3名）の給与等について、給与資金前渡担任者預金口座に入金されてから、最長で1か月以上経過して支給していた。
2 農作業用のトラクター（平成8年3月購入）について、地方税法に定める申告をしておらず、標識（ナンバープレート）の交付を受けていなかった。

（措置の内容）
1 事前に給与振込口座登録手続を行っていたことから、口座振込により支給されたものとして、本人への入金確認を怠り支給が遅延したものである。今後は、給与振込口座登録手続時に、本人口座への振込開始時期を確認するとともに、毎月の給与支給明細書の確認及び給与支給日における通帳の記帳を徹底し、再発防止に努めたい。
2 速やかにナンバー登録の手続を行い標識の交付を受けた。今後は、標識交付の根拠となる地方税法及び今治市市税条例の理解に努め、適正な事務処理を行う。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
警 察 本 部	平成23年 8月30日

（監査の結果）
職員の不注意により警察車両による事故が発生（7件）し、当該車両及び相手車両等の毀損があった。

（措置の内容）
1 県警においては、交通事故の実態を踏まえ、3つの施策を重点に職員の交通事故防止に取り組んでいる。
(1) 一つ目は、「事故防止に対する意識付けの徹底」である。
具体的には、
朝礼等を活用して、職員同士の体験発表による注意喚起
幹部立会による、運行前車両点検、整備の実施による愛車精神の醸成
随時監察や各種会議等における、タイムリーな事故実例を教材とした事故防止教養
などを繰り返し、全職員に対する事故防止意識の高揚と浸透の徹底を図っている。
(2) 二つ目は、「運転技能訓練の強化」である。
若手職員等の運転技術未熟に起因する事故を防止するため、
各署に配属される前の警察学校初任科生を対象に、二輪乗車時における運転技能訓練
署に配置の若手警察職員を対象に、自動車教習所などにおける運転技能訓練
を行い、運転技術向上のための訓練を強化している。
(3) 三つ目は、「交通事故当事者に対する再発防止対策」である。
公用・私用を問わず、事故を起こした職員に対し、
運転適性検査の実施による注意点の再認識
運転技能や安全確認方法の実技指導の再実施
本部主管課幹部による現地指導
などを実施し、再び事故を惹起させない対策を推進している。
2 その他、事故発生時の損失や影響を理解させる職場教養を行い、職員の交通事故防止の徹底を図っている。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
新 居 浜 警 察 署	平成23年 2月 1日

（監査の結果）
交通信号機等電球取替修繕契約（単価契約）について、平成22年6月実施分の代金（6,578円）が、約半年経過しても支払っていなかった。

（措置の内容）
単価契約をしている灯火標識用丸形ランプの球換えと単価契約対象外で随意契約した灯火標識用八角ゲンランプの取替を同時に行った際に、業者が随意契約分のみを請求し、単価契約分の請求書の提出を失念した上に、当方も、請求書の提出を求めなかったため、随意契約分は支払いをしたものの、単価契約分の支払いが約半年間遅延したものである。
今後は、完了検査終了後、業者に速やかな請求書の提出を求めるとともに、確実なチェックを行い、適正かつ迅速な支払いに努める。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
今 治 警 察 署	平成23年 2月 3日

（監査の結果）
産業廃棄物の収集運搬処分に係る委託契約（2件、平成21年度分）について、次の問題点があった。
・収集運搬業務と処分業務を一つの業務とした随意契約であったにもか

かわらず、処分業の許可を有しない者から見積りを徴し、その者と契約を締結していた。また、これに係る処分業務を処分業の許可を有する者へ別途委託していたが、適正な会計手続をとっていなかった。

- ・契約書に契約金額の記載がなかった。

(措置の内容)

収集運搬業務のみの許可を受けている業者との間で、処分業務を含めた委託契約を締結する一方で、処分については、処分業務の許可を受けている業者と契約し、処分を含む委託料を前者に支払った上で、処分に係る経費相当分については、前者から後者へ支払うことなどとしていたものである。

これらは、産業廃棄物の処分に係る契約に対する誤認によるものであり、今後は、収集運搬だけでなく、処分業の許可を受けている業者を可能な限り選定するなどにより、適正な会計事務処理に努める。

かに請求するよう求めて、請求書の提出を促していたが、結果的に業者からの請求書の受領が遅れ、完了検査から6か月以上を経過しての支払いとなったものである。

今後は、書類の提出に関する業者への指導とともに、迅速な支払い、適正な会計処理に努める。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

中 央 病 院

平成23年 6月14日

(監査の結果)

研究研修費(図書費)の執行において、平成21年度から平成22年度にかけて購入の意思決定を行わないまま、随時、取引業者に図書を納入させるとともに、支払いについては平成22年度予算で一括支出していた。

(措置の内容)

適切な購入の意思決定を行うとともに、図書台帳の納品日を確認して、適切な支払処理を行うよう徹底した。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

松 山 南 警 察 署

平成23年 2月 7日

(監査の結果)

職員の不注意により警察車両による事故が発生(8件)し、相手方への被害並びに当該車両及び相手車両等の毀損があった。

(措置の内容)

職員による警察車両の交通事故防止については、次の施策を実施している。

1 公用車両の整備点検

毎日、朝礼終了後、幹部立会のもと全車両始業点検を実施し異常の有無を確認するとともに、随時、目視点検を実施し公用車両管理の徹底に努めている。

2 教養資料等による交通事故防止の意識の高揚

随時、交通事故防止に関する警察署独自の教養資料を作成し、全職員に配布、交通事故防止教養に活用しているほか、毎日実施している全体朝礼時においては、職員輪番制による車両運転時の遵守事項の唱和を行い、職員個々の安全運転に対する意識の醸成に努めている。

3 各種会議等における指導教養の実施

幹部(署長・副署長・各課長)会議、月1回実施している職員全体会議(定例研修会)において、交通事故防止に関する指導教養を実施し、交通事故防止の徹底を図っている。

4 交通事故を起こした職員に対する対策

交通事故を起こした職員本人に車両運転時における自己の弱点を自覚させ、当該職員の運転適性を踏まえた的確な個別指導を行うため、運転適性検査及び実技指導を実施し、その結果を当該職員に通知している。

5 その他

新任警察職員に対する運転技能訓練の強化を図っている。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

南 宇 和 病 院

平成23年 6月 6日

(監査の結果)

空調機用高性能(HEPA)フィルター取替業務委託契約について、契約業者とは異なる業者に委託料を支出していたうえ、愛媛県会計規則第164条に基づく検査調書の作成を省略できる契約でないにもかかわらず作成していなかった。

(措置の内容)

複数の上司による決裁の際に、金額だけでなく、支払先、検査調書等の関係資料についても十分な確認を行うよう徹底した。

公 営 企 業 公 告

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年 2月10日

愛媛県立中央病院長

梶 原 眞 人

1 入札に付する事項

(1) 件名

清掃業務の委託

(2) 委託業務名及び数量

愛媛県立中央病院清掃業務 一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書等による。

(4) 委託期間

平成24年 4月 1日から平成25年 5月 3日まで

(5) 委託業務の履行場所

愛媛県立中央病院及び愛媛県立中央病院東洋医学研究所並びに愛媛県立中央病院研修棟

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

八 幡 浜 警 察 署

平成23年 2月 7日

(監査の結果)

交通信号機の移設修繕契約外 3件の契約(計447,300円。平成21年度分)について、完了検査から6か月以上経過して代金を支払っていた。

(措置の内容)

交通信号機の移設修繕等については、完了検査後、業者に対して速や

の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の清掃業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立中央病院事務局総務課会計係

〒790 0024

愛媛県松山市春日町83番地

電話 (089)947 1111 内線 2228

- (2) 入札書の受領期限

平成24年3月27日（火）午後3時00分

- (3) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

平成24年2月10日（金）から3月12日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成24年3月27日（火）午後3時00分

愛媛県立中央病院 東洋医学研究所 1階 会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した業務を履行できる書類を、平成24年3月12日（月）までの執務時間中に3(1)に掲げる場所に提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は、封入して、受領期限までに提出しなければならない。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に

求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち最低価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。

ついては、次の事項に留意すること。

ア 調査基準価格が設定されていること。

イ 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は落札者の決定を保留し、低入札価格調査の終了後に入札結果を通知すること。

ウ 低価格入札者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Cleaning Services for Ehime Prefectural Central Hospital, 1 set

- (2) Time limit of tender: 3:00 p.m., 27 March 2012

- (3) For further information, please contact: Accounting Section, General Affairs Division, Secretariat, Ehime Prefectural Central Hospital, 83 Kasugamachi, Matsuyama, Ehime 790 0024 Japan

TEL 089 947 1111 Ext 2228

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年2月10日

愛媛県立今治病院長

藤 田 学

1 入札に付する事項

- (1) 件名

清掃業務の委託

- (2) 委託業務名及び数量

愛媛県立今治病院清掃業務 一式

- (3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書等による。

- (4) 委託期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

- (5) 委託業務の履行場所

愛媛県立今治病院

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の清掃業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立今治病院事務局総務課庶務係
〒794 0006

愛媛県今治市石井町四丁目5番5号
電話 (0898) 32 7111 内線 215

- (2) 入札書の受領期限

平成24年3月26日（月）午後3時00分

- (3) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

平成24年2月10日（金）から3月9日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成24年3月26日（月）午後3時00分
愛媛県立今治病院 2階 講堂

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した業務を履行できる書類を、平成24年3月9日（金）までの執務時間中に3(1)に掲げる場所に提出しなければならない。

なお、愛媛県立今治病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は、封入して、受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否
要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると愛媛県立今治病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち最低価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。

ついては、次の事項に留意すること。

ア 調査基準価格が設定されていること。

イ 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は落札者の決定を保留し、低入札価格調査の終了後に入札結果を通知すること。

ウ 低価格入札者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Cleaning Services for Ehime Prefectural Imabari Hospital, 1 set
- (2) Time limit of tender: 3:00 p.m., 26 March 2012
- (3) For further information, please contact: General Affairs Section, General Affairs Division, Secretariat, Ehime Prefectural Imabari Hospital, 4 5 5 Ishiicho, Imabari, Ehime 794 0006 Japan
TEL 0898 32 7111 Ext 215